

長崎県の最低賃金

長崎県
最低賃金

1時間

953円

効力発生日 令和6年10月12日

長崎県内の事業場で働くすべての労働者（パート、アルバイト等を含む）とその使用者に適用されます。

※令和6年10月11日までは
898円が適用されます。

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



特
定
最
低
賃
金

はん用機械器具、生産用機械器具製造業

〔 令和5年10月12日までは875円
効力発生日 令和元年12月7日 〕

電子部品・デバイス・電子回路、
電気機械器具、情報通信機械器具製造業

〔 令和5年10月12日までは864円
効力発生日 令和3年12月29日 〕

船舶製造・修理業、船用機関製造業

〔 令和5年10月12日までは875円
効力発生日 令和元年11月29日 〕

左記の業種については、改正がありませんでした。このため、
令和6年10月12日以降は
長崎県最低賃金953円が
適用されます。

〔 令和5年10月13日から
令和6年10月11日までは
長崎県最低賃金898円が適用
されます。 〕

※ 最低賃金には次の手当は算入されません。
精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外手当等割増賃金、賞与、臨時の賃金



最低賃金に関するお問い合わせは

 厚生労働省長崎労働局労働基準部賃金室

☎ 095-801-0033

または最寄りの労働基準監督署へ

最低賃金に
関する特設
サイト



最低賃金引上げの支援策のご案内

業務改善助成金

事業場内最低賃金（地域別最低賃金から50円以内の者に限る。）を引き上げ、**設備投資等を行った**中小企業に、その費用の一部を助成します。

中小企業で働く労働者の賃金引上げのための生産性向上の取組が支援対象です。

賃上げコースの区分	助成上限額
30円コース	30万円～130万円
45円コース	45万円～180万円
60円コース	60万円～300万円
90円コース	90万円～600万円

活用例

30人の事業場で、事業場内最低賃金労働者5名の時給を45円引き上げた場合、設備投資の費用に対し最大100万円が助成されます。

活用のポイント

★ 賃上げ + 設備投資 ★

- 賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画を作成
- 中小企業が利用できる
- 助成額は、賃金の引上げ額、引上げ労働者数等によって決まる
- 設備投資等は、交付決定を受けた後

詳しくはこちら

業務改善助成金

検索



お問い合わせ先

- 業務改善助成金コールセンター
TEL：0120-366-440
- 長崎働き方改革推進支援センター
TEL：0120-168-610
- 長崎労働局 雇用環境・均等室
TEL：095-801-0050

キャリアアップ助成金 （賃金規定等改定コース）

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を**3%以上増額**改定し、その規定を適用させた場合に助成します。

パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引上げが対象です。

賃金規定	助成額
3%以上5%未満増額改定した場合	5万円
5%以上増額改定した場合	6万5千円

1人当たりの助成額（大企業の場合は2/3）
1事業所あたりの上限は100人分

活用例

中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10名の有期雇用労働者の賃上げを実施した場合、65万円支給されます。

活用のポイント

★ 賃上げ ★

- 賃金規定等の改定キャリアアップ計画を作成
- 中小企業と大企業が利用できる
- 助成額は、1人当たり定額
- 最低賃金の改定に伴う賃金規定等の改定をした場合も助成対象

詳しくはこちら

キャリアアップ助成金

検索



お問い合わせ先

- 長崎労働局 職業安定部職業対策課
TEL：095-801-0042
- 長崎働き方改革推進支援センター
TEL：0120-168-610

